

令和4年度
沖縄特区・地域税制セミナー
@沖縄市

参加費
無料

設備投資するなら活用しなきゃ！

沖縄には「沖縄振興特別措置法」に基づく、産業集積や企業誘致などの産業振興を目的とした税の特例制度があるのをご存じですか？
これから設備投資を予定している事業者の皆さま、その設備投資により税の特例が受けられるかもしれません！
当セミナーでは、制度内容や申請方法のほか、活用事例などを説明いたします。是非、この機会にご参加ください！

※令和4年度からの法改正に伴い、税の特例制度を活用するために必要な手続きと対象業種がこれまでと異なります。

開催日時

12/15 (木)
10:30~12:00

開催場所

沖縄市役所
地下2階大ホール

申込方法

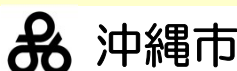
下記メールアドレスまたはFAX宛に別紙申込様式を送付ください。

メール：a53kigyo@city.okinawa.lg.jp
FAX：098-929-0260

対象者

市内事業者

対象事業・対象施設は裏面をご一読ください。



沖縄市

お問合せ

沖縄市経済文化部 企業誘致課 企業立地推進係

メール：a53kigyo@city.okinawa.lg.jp

TEL：(098) 939-1212 (内線3241・3243)

沖縄振興特別措置法に基づく税制特例措置

沖縄では、県外から沖縄に立地する企業や、地場産業を営む県内企業も活用できるさまざまな制度が用意されています。

そのひとつとして、他県にはない高率の所得控除や投資税額控除などの課税の特例等があります。対象施設・対象事業は下記をご覧ください。

観光地形成促進地域（投資税額控除・地方税）

スポーツ・レクリエーション施設	水泳場	教養文化施設	劇場	休養施設	展望施設	集会施設	会議場施設
	スケート場		動物園		温泉保養施設		研修施設
	トレーニングセンター		植物園		スバ施設		展示施設 ※地方税のみ
	ゴルフ場		水族館		国際健康管理・増進施設		結婚式場
	テーマパーク		文化紹介体験施設			販売施設	
	ポーリング場※地方税のみ						

情報通信産業振興地域・特別地区

情報通信産業振興地域 (投資税額控除・地方税)	情報通信産業特別地区 (所得控除)		
電気通信業	データセンター（iDC）	システムインテグレーションサービス業	セキュリティデータセンター
ソフトウェア業	情報通信機器相互接続検証事業	組み込みソフトウェア業	データベースサービス業
情報処理・提供サービス業	受託開発ソフトウェア業	パッケージソフトウェア業	アプリケーション・サービス・プロバイダ
インターネット付随サービス業	情報システム開発業	バックアップセンター	情報セキュリティサービス業

産業イノベーション促進地域（投資税額控除・特別償却・地方税）

製造業	倉庫業	卸売業	道路貨物運送業
デザイン業	電気業（一定の要件あり）	自然科学研究所	ガス供給業（一定の要件あり）

国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業 (投資税額控除・特別償却・地方税)		特定国際物流拠点事業 (所得控除)	
倉庫業	特定の不動産賃貸業	製造業	倉庫業
特定の機械等修理業	特定の無店舗小売業	特定の無店舗小売業	特定の機械等修理業
航空機整備業	製造業	航空機整備業	
道路貨物運送業	卸売業		

経済金融活性化特別地区（所得控除・投資税額控除・特別償却・地方税）

金融関連産業	観光関連産業	製造業
情報通信関連産業	農業・水産養殖業	経営コンサルタント業

離島の旅館業に係る税制措置（特別償却・地方税）

旅館業

詳しくは沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口のHPをご確認ください。



<https://www.zei-tokku.okinawa/>

※下線部は令和4年度税制改正における拡充等